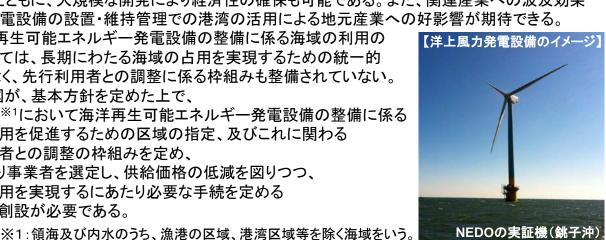
海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律(平成30年<u>法律第89号)</u>

背景•必要性

- ○海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進は、我が国の海洋の開発及び 利用を進める観点から、海洋政策上の重要課題の一つである。
- ○海洋再生可能エネルギー発電は、火力発電に比べ二酸化炭素の排出量が少なく、地球温暖化対策に 有効であるとともに、大規模な開発により経済性の確保も可能である。また、関連産業への波及効果
- とともに、発電設備の設置・維持管理での港湾の活用による地元産業への好影響が期待できる。 〇他方、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の
- 促進に関しては、長期にわたる海域の占用を実現するための統一的 ルールがなく、先行利用者との調整に係る枠組みも整備されていない。
- ○このため、国が、基本方針を定めた上で、
 - ①一般海域※1において海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る 海域の利用を促進するための区域の指定、及びこれに関わる 先行利用者との調整の枠組みを定め、
 - ②公募により事業者を選定し、供給価格の低減を図りつつ、 長期の占用を実現するにあたり必要な手続を定める
 - 等の制度の創設が必要である。
 - 法律の概要



○長期にわたり海域を占用する海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の

等に係る計画の認定制度を創設する。 【占用までの手続の流れ】

利用を促進するため、基本方針の策定、促進区域の指定、当該区域内の海域の占用

- ①政府は、促進区域における再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用を促進する ための基本方針を策定(内閣総理大臣が案を作成し、閣議により決定)
- ②経済産業大臣及び国土交通大臣※2が、農林水産大臣、環境大臣等との協議や、協議会等の 意見聴取を経た上で促進区域を指定し、公募占用指針を策定
- ③事業者は、経済産業大臣及び国土交通大臣に公募占用計画を提出
- ④経済産業大臣及び国土交通大臣は、発電事業の内容、供給価格等により最も適切な計画の 提出者を選定し、当該公募占用計画を認定
- ⑤事業者は、公募占用計画の内容(発電事業の内容、供給価格等)に基づきFIT認定を申請
- ⇒ 経済産業大臣は、FIT法^{※3}に基づき認定
- ⑥事業者は、認定公募占用計画に基づき占用の許可を申請
 - ⇒ 国土交通大臣は、占用を許可(最大30年間)
 - ※2:国土交通大臣は、事業者に対し、海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理に必要な人員及び
 - 物資の輸送に利用することができる港湾に関する情報を提供。 ※3:FIT法とは、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法をいう。

我が国の海域において、利用ルールを整備し、海洋再生可能エネルギーを円滑に導入できる環境を整備することで、 再生可能エネルギーの最大限の導入拡大を図る。

風力発電全体の導入容量:約350万kW(2017年度) ⇒ 約1,000万kW(2030年度) (KPI)運転が開始されている促進区域数:0区域(2017年度) ⇒ 地域・関係者のご理解を前提に5区域(2030年度)

【海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律(平成30年法律第89号)について】

<洋上風力導入の意義>

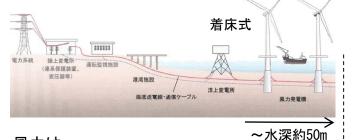
1. 海洋再生可能エネルギーの利用促進は、我が国周辺の広大な海域 の開発・利用を有効に進める観点から、海洋政策上の重要課題 として海洋基本計画に位置づけ。

第2期 海洋基本計画(平成25年4月 閣議決定)(抜粋) 〇海域利用に係るルールを明確にするため、必要となる法制度の整備も含めて検討する。

〇海域利用に係るルールを明確にするため、必要となる法制度の整備も含め

第3期 海洋基本計画(平成30年5月 閣議決定)(抜粋)

〇一般海域において洋上風力発電の整備に係る海域の利用の促進を図るため、<u>関係者との調整の枠組を定めつつ</u>、事業者の予見可能性の向上により事業リスクを低減させる等の観点から、 海域の長期にわたる占用等を可能とする制度整備を行い、~ (以下、略)



浮体式 水深約50m~

2. 風力は、

①火力に比べ二酸化炭素の排出量が少なく、<mark>地球温暖化対策</mark>に有効。

②大規模に開発できれば発電コストが火力並であるため、<u>経済性も</u> 確保できる可能性のあるエネルギー源であるが、<u>我が国では依然</u> 高価格。

	既設の洋上風力発電設備	価格	
欧州	4, 149基(H29末 実用段階) ←実証段階(H2頃)	約6~13円/kWh (H27頃~) ←60円/kWh程度 (H2頃)	
日本	6基(全て国の実証試験(H30.9))	36円/kWh (H26~) ※現在買取は1件のみ	

- ③発電設備の部品点数が多く(約1~2万点)、<mark>関連産業への波及</mark> 効果が期待(自動車は約1~3万点)。
- 3. 洋上風力発電設備の設置・維持管理での港湾の活用による 地元産業への好影響が期待。

〈洋上風力発電のメリット(陸上風力発電との比較)〉 ■風力発電の発電量は、 設備が大きいほど増加。 直径 約130m 最大高 約80m 約150m 最大高 約120m ※直径等は代表的 なものを記載。 洋上風力発電(5MW級) 陸上風力発電(2MW級) 洋上風力発電 陸上風力発電 風況 〇 一般的に陸上より良い △ 一般的に洋上に劣る 設備の規模 O 5MW級程度 △ 2MW級程度 (設備1基あたりの (年間約4.200世帯の (年間約1.400世帯の 発電量の規模(※)) 消費電力分) 消費電力分) △ 制約大(道路輸送のため) 部材の輸送制約 〇 制約小(船舶輸送のため) ※風況と設備の規模により決まってくるもの。

<一般海域への洋上風力導入の課題>

(1) 海域の大半を占める<u>一般海域(※)</u>については、長期の占用を実現するための<mark>統一的ルールが存在しない。</mark>

都道府県条例での運用では、<u>占用許可は通常3~5年と短期</u>。 ※ 領海及び内水のうち、港湾区域等、個別法の定めがある区域以外。

○中長期的な事業の予見可能性が低く資金調達が困難(FIT期間は20年間)であり、案件組成を阻害。

〇港湾区域においては、平成28年度の港湾法改正により長期の占用を確保するための制度が整備されたが、広大な一般海域における制度は未整備(港湾区域は領海(内水含)の約1.5%)。

(2) 海運や漁業等で海域を利用する、地域の<u>先行利用者との調整</u> に係る枠組みが存在しない。

<u>「一味で付加のアが、サイトのなり。</u>。 ○生行利田子によっては、発電車業子等への適切な音目の仁達が田難

〇先行利用者にとっては、発電事業者等への適切な意見の伝達が困難。

○発電事業者にとっては、先行利用の実態把握や先行利用者の特定が困難。 <参考>「平成30年度以降の調達価格等に関する意見」(平成30年2月 調達価格等算定委員会)(抄)

一般海域の海域利用ルールの開始にあわせて、まずはルールが適用される案件について、 入札制 (注) へ移行することとした。

(注) 落札者の決定方法等、実施する入札制度の詳細については、洋上風力発電の特性も踏まえ、 併せて新しく整備されるルールによることとなる。